

記入例

申請者
 ◇平成30年度入学者で学生番号が決定していない場合は学生番号を空欄とし、受験番号のみを記入する。
 ◇独立生計で申請する者は、その旨を該当欄に記入、国民健康保険証及び住民票(世帯全員)を添付する。なお、家の従業員(専従者)となっている場合は原則として認めない。

家族及び所得
【家族】
 ◇父母は必ず記入し、「家族」は同居・別居を問わず申請者と生計を同一にする者全員を記入する。
 ◇働いている兄弟等でも、生計が同一の場合には家族に含まれる。
 ◇申請者が結婚している場合は、配偶者を「夫」又は「妻」と記入する。
 ◇専業主婦、家事手伝い、無職等の場合もその旨を「職業」に記入する。
 ◇父又は母が死亡、離別している場合等については、「職業」にその旨を記入する。また、下欄の「特別控除」の母子父子世帯に○を付け、その年月と理由(死別・離別等)を記入する。
 ◇申請時点で死亡している者については記入しない(家族には含まれない)。
 ◇就学者を除く家族のみを記入する。就学者については下欄の就学者欄に記入する。
 ◇独立生計者の場合でも、父・母の氏名、年齢、職業を記入する。

【所得】
 ◇所得には該当する種類別に原則として、前年分(1月～12月)収入額(所得額)を記入する。
 ◇前年の途中で就職・転職(開業・転業等を含む)した場合は、申請時現在の月収、賞与などを考慮し推定年収を記入し、様式1「年収見込証明書」を併せて提出する。
 ◇日本学術振興会特別研究員等は「職業」にその旨を記入し、年度内に受給予定の研究奨励金の総額を「給与・役員報酬」に記入する。なお、金額については非課税分を含む金額を記入する。また、平成30年度採用者で源泉徴収票がまだ発行されていない場合には、採用通知等の写(コピー)を併せて提出する。
 ◇前年に収入のあった者が失業している場合は、失業給付金等の金額を記入する(雇用保険受給資格者証に記載の日額と日数から算出)。
 ◇年金については非課税の年金(障害年金、遺族年金等)についても対象となるので、必ず記入する。
 ◇申請者本人のアルバイトについては、原則として前年実績について記入するが、変更等が見込まれる場合は年間見込額を記入する。(できるだけ源泉徴収票又は確定申告書を添付する。これらの書類がない場合には直近3ヶ月分程度給与明細書を添付する。)
 ◇退職金(退職一時金)、保険金、資産譲渡などの臨時所得については、該当する欄に金額を記入する。
 ◇千円単位で記入する(千円未満切り捨て)。

就学者(本人以外)
 ◇申請時点(4月1日又は10月1日)で就学している者(就学予定の者を含む)を記入する。なお、未定箇所については「予定」と記入する。
 ◇就学者については上欄の「家族」ではなく、本欄に記入する。
 ◇北海道大学に兄弟等が在籍している場合には、学生番号を記入する。
 ◇予備校、各種学校、高等技術専門学院(旧職業訓練校)、防衛大学校等に在学する者は、本欄ではなく、「家族及び所得」に記入する(就学者扱いではない)。

特別控除
 ◇該当する項目がある場合は必ず○を付け、必要事項を記入する。
 ◇証明書類等を必ず添付する。(証明書類がない場合には控除を受けられません)

長期療養・障害者
 ◇長期療養者(申請時において6か月以上の期間療養中又は療養を認められる者)及び障害者については、上欄の「特別控除」に○を付けるのと同時に、該当者を本欄に記入する。

平成 30 年度 北海道大学授業料免除申請書

授業料

申請区分(○で囲む) 前期・後期・前後期一括 後期変更

※10月入学者及び6ヶ月以内に退職金・保険等の一時所得がある世帯の者は、前後期一括申請はできません。

フリガナ	ホクダイ サブロウ		通学区分	自宅	自宅外	入学年度	平成 30 年度入学
氏名	北大 三郎		性別	男	女	学年	1 年
昭和・(平成)	11 年	10 月	1 日生	(18 歳)	学生番号	12345678	
所属研究科(院)・学部・部及び課程・学科	総合教育 研究科(院) 学部		課程	研究科(院) 学部	学科	受験番号(入学時のみ)	A1234567
申請者	奨学金	月額	年額(月額×12ヶ月)	種類(○で囲む)	一 種	二 種	給付
	日本学生支援機構奨学金	45	540				
	その他、賞与の奨学金						
	その他、給与の奨学金						
	独立生計						
家 族 数	7		人 (本人を含む、同一生計の家族数)				

		就学者を除く家族			
申請者との続柄	本人	父	母	(祖父)	()
氏 名	—	北大 太郎	北大 花子	北大 和夫	()
年 齢	—	56	55	80	
職 業		自営業	会社員	無職	
給与・役員報酬	¥		3,400	¥	¥
年金・恩給	¥			1,200	¥
失業手当	¥				¥
収入控除	¥		120	¥	¥
合計	¥	120	3,400	1,200	¥
事業収入(必要経費控除後の金額)	¥	2,000	¥	¥	¥
利子・配当・家賃・地代(必要経費控除後の金額)	¥	500	¥	¥	¥
前一年計留学金(学外からの)	¥		¥	¥	¥
奨助・養育費	¥		¥	¥	¥
退職金・保険金・資産譲渡等の一時所得・その他	¥		¥	¥	¥
合計	¥	2,500	¥	¥	¥

氏 名	続柄	年齢	在 学 学 校 名	学年	通学区(○で囲む)	学生番号(※)
北大 一郎	兄	26	国 立 北海道大学(博士)	2	自宅 自宅外	87654321
北大 二郎	兄	21	私 立 早稲田大学(学部)	3	自宅 自宅外	
北大 四郎	弟	14	市 立 北辰中学校	2	自宅 自宅外	
			立		自宅・自宅外	

※ 北海道大学に在籍している場合は学生番号を記入してください。

項目	人数・金額・その他記載事項(※)	添付する証明書類等(関係書類等一覽表で確認すること)
母子父子世帯	年 月 理由()	世帯全員の住民票(場合により戸籍謄本)
障害者がいる世帯	障 害 者 数 1 人	障害者手帳(写)
生活保護世帯	—	生活保護決定通知
被爆者がいる世帯	—	
長期療養者(6ヶ月以上)がいる世帯	医 療 費	様式4及び医師の診断書・領収書等
家計支持者別居世帯	か かる 経 費	様式6及び住居光熱水費にかかるとの領収書
6ヶ月以内に被災した世帯	被 害 額	罹災(罹災)証明書、修繕の見積書及び保険金を支払を受けた証明書

※ 該当する項目について、年月、人数又は金額を記入してください。なお、記入項目に係る証明書類等を必ず添付してください。

氏 名	種 類 (○で 囲 む)	手帳番号	期 間
北大 和夫	長期療養・身体障害	H12-36456	H12 年 4 月から
	長期療養・身体障害		心身喪失又は知的障害・原爆被爆(※障害の有・無)

大学記入欄	独立生計	家族数	申請理由	その他
	<input type="checkbox"/> 該当する	人	1. 一説 2. 特例 3. 災害 4. 東日本大震災 5. その他	

申請期区分
 ◇前期と後期で申請状況(修学状況・家族構成・家計状況等)が変わる見込みがある場合は、前後期一括申請はできないので注意する。その場合には前期と後期でそれぞれ申請が必要となる。

後期変更
 ◇前期に「前後期一括」で申請をしたが、修学状況、家族構成、家計状況、通学区分等が変わったため、後期に再申請をする場合には○を付ける。

所属研究科(院)・学部・部
 ◇平成30年度学部入学者(学部別入試・総合入試)
 ・入試区分に関わらず「総合教育」と記入し、学部を○で囲む。
 ◇平成30年度学部編入学者
 ・編入する学部名を記入し、学部を○で囲む。
 ◇平成29年度学部入学者
 ・学部別入試入学者:進級予定の学部を記入し、学部を○で囲む。
 ・総合入試入学者:申請書提出時に移行学部が決まっている場合は移行先の学部名を記入し、移行学部が決まっていない場合は「未定」と記入し、学部を○で囲む。
 ◇上記以外の学部学生
 ・所属する学部名を記入し、学部を○で囲む。医学部については学科名(医学科・保健学科)を記入する。
 ◇大学院生
 ・所属する研究科(学院)名を記入し、研究科(院)を○で囲み、課程(修士・博士・専門職学位)を記入する。

奨学金
 ◇貸与、給与のいずれの奨学金についても記入する。
 ◇奨学金は原則として、前年度金額を記入するが、変更が明らかな場合には、変更後の金額を記入する。(今年度、奨学金を受けないことが明らかな場合には記入する必要はありません。)
 ◇日本学術振興会特別研究員の研究奨励金については、奨学金ではなく、「給与・役員報酬」に記入する。

合計
 ◇給与と所得の収入金額の合計と、給与以外の所得金額の合計をそれぞれ記入する。

就学者(本人以外)の在学学校名・学年・通学区分
 ◇設置区分(国立・公立・市立・私立等)を必ず記入する。
 ◇学校名は正確に記入し、大学生の場合には課程(学部・修士・博士等)についても記入する。
 ◇学年については、申請時点(4月1日又は10月1日)における学年を記入する。
 ◇通学区分を必ず記入する。

障害者
 ◇身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に「身体障害がある人」として記載されている者又はこれに準ずる者
 ◇公費療養の認定を受け、身体上の障害のある者
 ◇原子爆弾による被爆者
 ◇心身喪失の状態にある者、知的障害者
 ◇常に就業を要し、自分で排泄できない程度以上の者で複雑な介護を必要とする者

長期療養における医療費
 ◇医師、歯科医師に対して支払った診療代・治療費
 ◇入院費(保険内診療分のみ対象となります。老人ホームの入所費、介護サービスの利用負担額、保険外診療の特別室料・診断書料等については対象外です。)
 ◇あんま師、はりきゅう師、柔道整復師等に支払った費用
 ◇看護人に対して支払った費用
 ◇治療又は療養のため支出した医薬品代
 ◇病院、診療所へ通院するために支出した交通費
 ※高額療養費制度により、健康保険組合等から医療費の給付(還付)を受けた場合は、上記の支出額から給付額を控除した金額となります。

